

第4回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和2年9月25日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時34分 閉会

付託事件

認定第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び水道事業会計決算認定について

2 出席委員（12名）

委員 長	木 本 信 太 郎 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	中 庭 次 男 君
委 員	綿 引 健 君	委 員	後 藤 通 子 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君
委 員	内 藤 丈 男 君	委 員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（4名）

議 長	安 藏 栄 君	議 員	土 田 記 代 美 君
議 員	田 中 真 己 君	議 員	田 口 米 蔵 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君	上下水道局 水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君
水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君	水道総務課長	梶 山 哲 君
経 理 課 長	栗 原 千 尋 君	料 金 課 長	倉 田 佳 則 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄 水 管 理 事 務 所 長	島 孝 夫 君
上下水道局 下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道部技監兼 下 水 道 整 備 課 長	松 葉 光 隆 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	大 内 し お り 君
書 記	堀 江 良 君		

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第4回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、認定第2号であります。

採 決

○木本委員長 それでは、当委員会に付託されました認定第2号についての質疑が一通り終了しておりますので、本日は総括的な御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

〔「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 はい、袴塚委員。

○袴塚委員 総括の意見の前にですね、こういった事例は恐らく他市でもあるのかなど。そこをちょっと確認させていただいてから総括の意見を求めているので採決という流れにさせていただければ大変ありがたい。

大変申し訳ないんですけども、この中央広域水道のいきさつとですね、他市にこういう高いとか安いとかでいろいろな問題があるのかどうか。その辺も含めてちょっともう一度水道部のほうで整理をして御答弁いただけないでしょうか。すみません、皆さんよろしくお願ひします。

○木本委員長 では、皆さん、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、執行部から答弁をお願いします。

伊藤部長。

○伊藤上下水道局水道部長 今の袴塚委員の答弁をさせていただきます。

昨日も若干触れさせていただきましたが、この中央広域につきましては、昭和59年に議会の同意を得まして事業に参画しました。その際に、構成する市町村が今後の水需要に対応するために各市町村で浄水場なりを建設するのは非常に多額な経費がかかるということで、県のほうに申入れをして、この中央広域の事業がスタートした経緯がございます。

そうした中で、昨日も御説明したように、必要となる水量の水需要調査をいたしまして、県のほうにそれぞれの各構成市町村のほうの水量を配分したわけでございます。それが昨日お話した24万トンの計画として事業がスタートしたということになっています。

しかし、水需要が伸びないという経過の中で、24万トンの施設の管網という設備は投資をしてしまいました。その部分についての経費はそれぞれの構成市町村で基本料金として負担をしなければならない。その水量は当時の24万トンで割り振りをした水量で応分の負担をしましょうということで、構成市町村がみんな負担をしながらこの中央広域を維持していこうということでスタートしたわけでございます。

現在の水量については、水需要が伸びない中での水利権を頂くに当たっては、当然、国の河川管理者である国土交通省から許可をもらわずには24万トンの許可はおりませんので、現在の水需要に合った水量、昨

日も話したように、水道事業会計決算請求資料の20ページにありますように、水戸市でいけば4,742トンという水利権の中で、当時配分した水量で今の契約を結んでいるという状況になっています。

しかし、茨城県の広域水道は4つの企業で事業が展開されています。中央広域、県南と県西と鹿行という水道事業があります。

その中でも先ほど言ったように中央広域の基本料金が2,020円と非常に高い、4つの中でも一番高い料金になっています。それはなぜかといいますと、先ほど言ったように、計画給水量が24万トンの施設を立ち上げた、管網も整備した、しかし水需要については伸びない状況の中であるので、その維持に関する費用は24万トンの費用がかかっているわけですね。それを基本料金で回収しないと県としても事業が成り立たない、維持できないということで、今、県内でも一番高い基本料金になってございます。そういうところで、先ほど皆さんが委員会の中で受水費の負担が水戸市にとって非常に高いというような御意見は非常に私たちも認識をしているところです。それは、各構成市町村、中央広域の市町村も同様でございます。

そういった中で県のほうには何度か要望をさせていただいて、2,420円だった料金が平成29年に2,020円に値下げをしていただいた経緯もございます。県もそういった経営努力をしながら何とか受水の料金を下げるという取組をさせていただいているところです。

こういった事例がほかにあるのかということですが、たしか京都のほうですね、やはり水戸市と同じように基本料金と使用料金の差があまりにもある。我々が2,020円に対して65円の使用料金を払っている。使用料金のほうは、昨日はこれまで議論したように、これまで取っているのが610トンという非常に少ない水量になっています。そういう610トンで、例えば契約水量4,742トンと610トンであれば、契約水量も610トンでいいんじゃないかというような裁判が起きました。しかし、府の企業局とすれば、それだけの建設費用も既に見込んで、もう造ってしまったので、基本料金を使用料金と同じように下げることにはできない。それに実施協定のほうで基本水量については皆さん合意を得ているでしょうと。それは皆さんで応分の負担をしていただくのがこの実施協定のルール、契約になっているので、それを理由に同じ使用料の水量で賄うことができないので、それは認められないということで、最高裁までいきました。最終的にはやはり敗訴ということで、認められなかったという一例があります。

まさに今、置かれている状況というのは、この水戸市の、茨城県の中央広域の今の状況、要するに計画水量と実水量との差があまりにも大き過ぎるのと、既にもう建設した費用を払っていかなければならないというところの乖離が生じているので、そこを今後県と我々構成市町村、水戸市が会長市になっていますので、連携を図りながらどういうふうな広域の在り方がいいのか、今後進めて協議をしていかなければならないのかなということで考えております。

以上です。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 本当に京都と同じなんだね。この算出根拠が片方は3分の1ですよ、こっちは3倍ですよ。同じ水買って何で値段が違うの。理由は。裁判やったって何やったって、なぜ言うかということ、共産党ばかりじゃないんだよ。松本議員と私が監査委員をやったときも指摘したんだよ。本会議でも指摘したんだよ。

しかし、我々も今回初めて算出根拠が内原の分と常澄分と水戸市の分が違うと。同じ水を買って何で違う

の。本当に京都はそういう値段が違うのを払ってたの。ばかなこと言ってるんじゃないよ。誰が考えたって、あなた、じゃこれ答弁してくれ。何で違うの、この水が。内原行ったら3倍ですよ、常澄は3分の1ですよ。それで、水は1滴も買ってないんだからね。

我々が認めたのは、緊急事態、万一楮川ダムがだめになったときに、被害を被ったときに、中央広域で助けてもらいましょうと。それが2年前災害に遭って常澄が駄目だと。そしたら水戸市の水道部で賄ったんでしょよ。昭和46年から議員やって、楮川も買収までやってるんだから、よく分かるんだよ。

えてしてそういう裁判があった。本当に裁判事例では買ってる水量が3つバラバラなの。そんなばかな話ないだろうよ。誰が見ても納得するのは、同じ水を買って何で値段違うんだよ。それで水は1滴も、それと同時にあなたは言っているけど、昭和59年に中央広域をやって、水戸市になって合併して何かして、何回も中央広域と協定書を変えてるんだ、契約を。そういうことを言ったらば、全然その積算根拠が違う値段を、あなた奥さんに話してみろよ、この水を買ってこっちへ持っていったらば、常澄へ行ったらば3分の1で、内原へ行ったらば3倍なんだと。何の算出根拠の計算ができるのよ。

まず、値段はなぜ違うの。合併する前はそれでいいよ。水戸市が20年間も毎年7,900万円、8,000万円払って20年で16億円も払って、水1滴も買わないで。というのは、水戸市だってそうだろう。水戸市の水道が赤字だったらば、水戸市の会計から繰入れしてるんだよ。県だって約1兆1,000億円も予算あるんだから、中央広域が赤字ならば本体から賄うのが行政、自治体の基本でしょうよ。

じゃあ聞くが、県の約1兆1,000億円のその予算から幾らここへ組み入れてるの。水戸市だって入れてるんでしょ、毎年。そして値段が違う。そこなんだよ、一番今回の問題は。あなたがそういうことを言ってるのは、これね、多分緑川水道事業管理者のとき、これやったと思うんだよ。それがずっとやってきてるからよく分かるんだよ。それが協定やったって、常澄と合併しました、内原と合併した、協定書は全部また別に新たに取替えてんだ。それが同じ水でなんで値段が違うのは納得できんの。本当に京都でやったやつは3つの段階の値段が違うの。そういうことはないよ。何だったら明日でも行ってくっから。そしたらそれ責任取ってくれんのか。

だめだよ、真実を話さなければ。他市の事例って言ったって、他市がこのように3つの段階だったやつが裁判やられたっていうなら分かるよ。基本料金は同じだからね、京都なんかみんな。そんな変わってないんだから。

それで、特に水戸市の場合は、この中央広域と県が運営している広域水道の4つは、みんな値段が違うんだよ。一番高いのは中央広域なんだよ。だから、俺らが何も知らないと思ってばかにしてるか知らないが、そういうばかなことはあり得ないんだよ。何で違うの、何で違うのを改定しないんだよ。同じ水だって、それは最初から8,000万円を払うと言うからそれに合わせたんだろうよ。何でこういう値段が違うのに不思議に思わないの。8,000万円、7,900万円を出す積算根拠がおかしいでしょうというの。全部で4,742トンだか知らないが、水戸地区が3,295トンですよ、ほとんどですよ。常澄と内原では3倍違うよと言ったって、全然合わないでしょうというの。

じゃあ、協定書って、県からどういう説明があつてこれ3倍違うの。直さないの、これを。それ理由言つてよ。もう合併して何年になるのよ。常澄と合併したときも平成4年の3月3日、私が平成元年、2年、

3年って議長やってたんだから、それでやったんだ。内原を合併したときも議員なんだ。

そしたら、今回こんな値段が違ふと。おかしいでしょ、同じ水がなんで値段が違ふんだと。その理由を言っよ、まずは。

○木本委員長 福島委員、今日はですね、あくまでも昨日一通り審議が終わっておりますので、そういった意見も含めてですね、これから総括的な意見を皆さんにまず聞きたいと思っておりますので、そういった形でよろしいですかね。

○福島委員 まあいいけれども、だつて問題点を指摘しないでこれから別に文書や何かにも一番基本は県に出すやつの中身を書かなきゃなんないでしょう。ただ物乞いしたりお願いしたり、ただ安くしてくださいよという意味では議会の議決にはならないと。なぜこういう経緯になったか、これがなぜそうになったか。そこで、値段を統一するためには何をしなきゃなんないか。その大義名分をつくらなきゃならないでしょ。ただ高いからまけろって言ってるんじゃないんだよ。筋が通らないから筋の通る話にしてくれと言ってるんでね。

だから、これから決議書や何かを議運にかけて本会議で議決して出さなきゃなんないでしょうよ。それには大義名分を書かなきゃなんないでしょうよ。理由はないの。

○木本委員長 福島委員、その部分に関しては、ちょっと今日の最後の部分でちょっと改めて諮りたいと思っておりますので、まずは前段の、ちょっと内容がそれだけじゃないもんで。

○福島委員 はいはい。

○木本委員長 すみません。改めまして、今回のですね、水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、総括的な御意見がある方は発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、総括的な意見を申し上げさせていただきます。

まず、水道事業会計に関しまして、1点目は水質検査です。東日本大震災の発生以降実施しております水質検査による放射性ヨウ素、またセシウムの有無を調べることにしましては、確実な検査の維持と公表を行っていただきまして、市民が安心して利用できるよう引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目ですが、令和元年に発生いたしました台風19号による配水管の破損、復旧、給水対応についてでございます。この水害によりまして、配水管の破損により国田地域の一部で断水したものでありますが、災害時における市民への給水対応は今後とも万全の体制で臨んでいただきたい。また、この件を教訓として、堤防等に接した箇所には埋設されている大口径管に関しては、関係部署と連携を図りながら未然防止の対策を検討していただきたいと思っております。

3点目ですが、未利用地の現状と未利用地の売却の説明をしていただきました。未利用財産に関しましては、今後とも様々な手法を駆使して売却へ向け、鋭意努力を図っていただきたいと思っております。

4点目ですが、配水管の耐震化につきましては、アセットマネジメントによる基幹管路整備の目標達成へ向け鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、下水道事業会計です。

1点目、廃止となった施設に関しましては、建物や地下構造物の老朽化が進む前に転用や解体、撤去等も

含めた利活用について、売却等を含めながら鋭意努力を図りたい。

2点目です。下水道施設の状況及びストックマネジメントにつきましては、下水道施設全体の健全性確保のために事業費の抑制と平準化を図るとともに、予防保全的な改築、改修を行い、施設寿命の延命化を図っていただきたいと考えます。

3点目、最後になりますが、水戸市浄化センターにおける消化ガスの発電につきましては、発電量は東京電力の料金単価で計算すると、年間約3,400万円分の電力料金に相当しているということで答弁いただきました。また、二酸化炭素の削減量は年間865トンということで答弁いただきました。今後も適切な施設管理を行いながら安定した稼働を図っていただきたいと考えます。

以上でございます。

○木本委員長 その他ございますか。

後藤委員。

○後藤委員 認定第2号につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず、下水道事業への地方公営企業法の全部適用及び水道部との組織統合につきましては、工期の短縮などの効果が1年目から確認できましたので、今後もそのメリットを存分に生かし、合冊工事の積極的な活用などさらなるコスト削減を図り、公営企業のより一層の経営の合理化、効率化を進めていただきたいと思えます。

また、下水道整備の推進に当たっては、工事単価の上昇などもありますので、全国平均並みの普及率を維持するためにも下水道使用料の収納率の向上など、経営基盤をしっかりと強化しながら着実に事業を進めていただきたいと思えます。

○木本委員長 その他ございませんか。

綿引委員。

○綿引委員 認定第2号に対しまして、総括的な意見を少し述べさせていただきます。

議案書⑨、3ページのところで、上下水道の合理化の推進、あるいは経営戦略に基づく健全な経営についてということで、この辺にまとめられた意見が述べられておりますけれども、これに沿う形ですね、先ほど部長からもお話がありましたように、水需要が低下する、人口が減少するということはもう目に見えていくことでございますので、少しずつのことでも、コスト削減、合理化というものは進めていただきたいというふうに思っております。

そのような中で、一昨日の質疑の中で、黒木委員からはですね、先ほどの意見でも出ましたけれども、災害対応のところ、近年の災害に関しましては、その被害の甚大化が顕著になってきておりますので、一昨日も意見を述べさせていただきましたけれども、資材のバックアップであるとか、もちろんそれはコストを削減するという意味合いの中でのそういった資機材の充実というものは可能な限り進めていただきたい、これは意見として述べさせていただきます。

また、今、後藤委員からもありました、昨日の質問の中でもありましたけれども、経営の合理化の中で工事の中でコスト削減はもちろんですけども、また答弁の中でも発注時期の調整を5件ほどなされたということでございますけれども、これは企業局にならなくても多分できていた話だと思うんです。全然、全く

関係ない組織ではないわけですから、これは以前からやっておかなければならないことだったのを今から始めるというのはちょっと疑問を持ったところでございますけれども、それはさらに進めていただくことを今回は御意見として申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。

○木本委員長 その他ございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定について反対をいたします。

反対理由の第1は、茨城県中央広域水道事業からの受水であります。昨年度、水戸市は受水費として1億2,907万円を支払いました。水戸市の配水施設の能力は13万750トンもあり、昨日の委員会でも余裕の配水量は3万3,000トンもあって、給水人口では9万700人も余っているということが明らかにされました。水戸市の人口も横ばいであり、減少傾向にありますので、受水する必要が全くないということは明らかではないでしょうか。受水の中止を求めます。

さらに問題なのは、決算委員会に提出された請求資料では、常澄地区と内原地区の県の受水量がほぼ同じなのに、受水費は内原地区が3,053万円であるのに、常澄地区は3.2倍の9,854万円も支払っており、どちらも同じ茨城県中央広域水道からの受水なのに、常澄地区は3.2倍も多く払っているのであります。

なぜこんな高い値段になっているのかということについては、昨日示された茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水についてという資料の中で、旧水戸地区は、県中央広域水道から全く受水していないのに、昨年度は基本料金として7,987万円を支払いました。これを常澄地区に旧水戸地区の受水を上乗せしたために3.2倍も高くなってしまったということが明らかにされました。そして、旧水戸地区の受水費についてはですね、平成10年度から21年間1滴の水も受水していないのに毎年8,000万円近い基本水料を21年間も払い続けて、その総額は16億円以上にも達しているということであります。結局、この受水費は、水道料金から支払われて、市民の負担となっておりますから、これは早急に受水の中止を求めるものであります。

第2の理由は、消費税の増税を水道料金と下水道料金に転嫁したことであります。

昨年10月に消費税が8%から10%に増税になりました。その結果、水道料金に転嫁された消費税は年間4億3,744万円、10月からの消費税増税分は2,700万円となりました。下水道料金に転嫁された消費税は年間2億7,963万円、10月からの消費税増税分は2,000万円でした。すなわち、上下水道料金に転嫁された消費税の総額は7億1,700万円、10月からの消費税分は半年ですけれども4,700万円となっています。今、コロナ危機の中で失業者が全国で6万人と急増し、倒産も増えて暮らしも大変な中で、消費税増税による値上げは反対であります。

第3に、水戸市は水道料金を2回以上滞納したら給水停止を行い、昨年度は1,874件の給水停止を実施いたしました。この中には、14件の生活保護世帯も含まれているわけであります。今、水戸市では、生活に困窮し、餓死する人もおります。生活に欠かせない水道の給水停止はやめて、生活実態に見合った分割納付を行うことを求めて反対討論を終わります。

以上です。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、意見をちょっと申し上げさせていただきます。

今、それぞれの委員さんから意見をいただいて、かぶるところがあるかも分かりませんが、私なりに申し上げさせていただきたいと思います。

まず、初めに、全体的に申し上げて終わりにしますが、公営企業法を全部適用されて、今ちょうど公営企業化元年ということで、組織の統合そして公営効率化、または事業の事務、こういったものについては、本年度は恐らくさほど効果が上がってなかったのではないかなと思っています。今、水道部それから下水道部含めてですね、アセットマネジメントまたはストックマネジメントとこういうふうな2つの計画の中での合理化をしているところでありますけれども、こういった事業がアセットマネジメントは平成24年、それからストックマネジメントは令和元年に策定したということで、それぞれの事業がどうもマッチングしていない部分があるのではないかなとこのように思っています。

ということは、工事をやる箇所、計画等についてもですね、なかなかそのマッチングが恐らく元年だから取れなかったのではないかとこういうことを考えますと、さらにこの計画を話し合いの中でスムーズにマッチングして、同じところを掘ったり、また埋めたりとこういうことがないような効率のいい経営を図っていただきたいと思います。

いずれにしても、公営企業化は事業として公共性はありますけれども一般の会社と同じような企業という体質になるわけでありますから、職員の皆さん、管理者含めてですね、さらに一層の努力を図り、そして市民の利便性に寄与するように努力していただきたいと思います。

以上です。

○木本委員長 その他ございませんか。

福島委員。

○福島委員 企業会計の法の精神に基づいて独立採算制、企業の合理化、法の精神に基づいて進められたい。

○木本委員長 その他ございませんか。

先ほど、福島委員から御指摘がございました中央広域水道用水に関して県に要望する云々に関しては、この認定第2号を採決した後にですね、改めてそれは別途諮っていきたいと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、まずこの認定第2号の採決からさせていただきます。

認定第2号について、認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数であります。

よって、認定第2号は認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました認定第2号についての審査は全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成につきまし

では、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、先ほど福島委員より御指摘がございました県に対する茨城県中央広域水道用水公共事業からの受水につきましては、委員会での様々な御意見を踏まえ、県に対する意見書を提出したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、意見書を出すということについては賛成であります。やっぱり私は今回のこの問題、3.2倍も差がある問題、結局これはですね、やっぱり受水しているところから来てる問題だと思っているんですよね。要するに、県に対して、結局水を使ってなくても払うということがその原因にあります。そういう点では、水戸地区は約7,900万円の基本料金が毎年生じているわけですけども、使用料がゼロなんですよね。使用料はゼロなのに払うという仕組みがですね、やっぱり今回の一番の大きな矛盾になっていますので、私は、そういう点ではぜひ意見書の中に県の中央広域水道からの受水については、やっぱり中止をすべきだということをきちんと入れるべきではないかと思います。

以上です。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 意見書を作って後で見せてもらって、ちゃんと議運にかけて、本会議で議決して提出すると。

〔「事前に見せてもらえるでしょ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、ある程度それは調整するだろうよ。

〔「そうね、調整してね」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そういった意見も踏まえまして、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、公営企業会計決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時34分 閉会